

事業協同組合等における余裕金運用実態 等

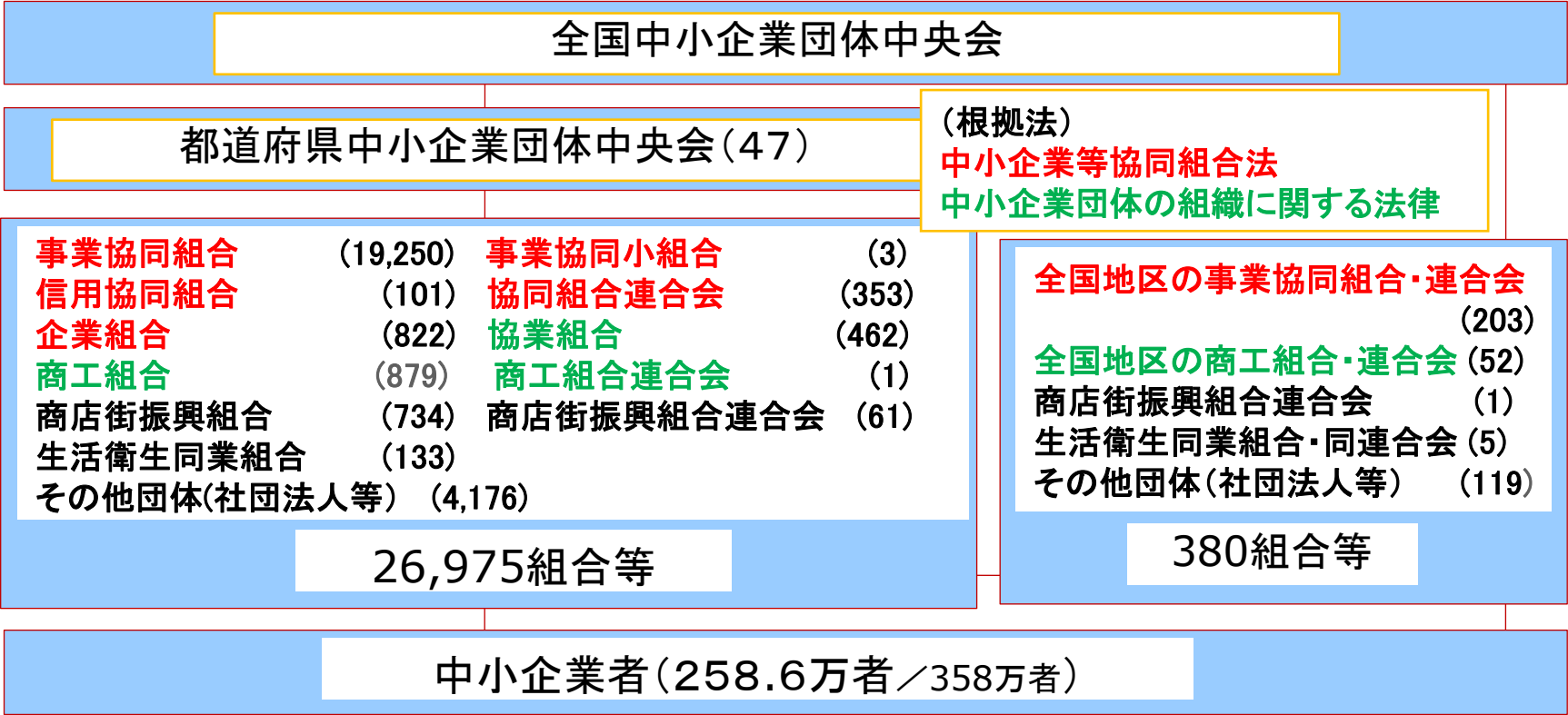
令和5年12月1日

 全国中小企業団体中央会

中小企業団体中央会の組織概要

中小企業団体中央会は、中小企業連携組織の専門機関です。その目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことです。

中央会は、中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人です。



事業協同組合等における余裕金運用実態について

1. 調査の実施

- ・ 全国中央会会員総数（都道府県中央会 47 会員除く）は、令和 5 年 3 月末現在で 380 会員、事業協同組合 121 とその連合会 81 のうち、
A. 共済組合、B. 大規模組合に該当する 31 組合の財産目録を確認。
不明な点は各担当者より組合等事務局にヒアリングを実施。
- ・ A、B とともに、財産目録内に預貯金のみか、預貯金にプラスして国債、地方債、社債、株式、証券投資の記載があるかを確認。
- ・ 併せて余裕金運用ニーズがあるか調査。
- ・ 業務上の余裕金の運用いかんを問わず、資産の保有状況の確認とした。

事業協同組合等における余裕金運用実態について

2. 調査結果の概要

A. 共済組合（5組合等）

- | | |
|--------------------|---|
| ・ 預貯金のみ | 1 |
| ・ 預貯金＋国債＋地方債＋社債＋株式 | 1 |
| ・ 預貯金＋国債＋地方債 | 1 |
| ・ 預貯金＋地方債＋社債＋株式 | 1 |
| ・ 預貯金＋国債＋社債 | 1 |

B. 大規模組合（26組合等）

- | | |
|----------|----|
| ・ 預貯金のみ | 9 |
| ・ 預貯金＋株式 | 17 |

3. 資産運用ニーズ

組合にヒアリングしたところ、以下の声があった。

- ・ 元本割れの可能性があるものでは運用しない方針で、現在運用しているものも、基本的に元本割れがないものに限定。
- ・ 運用のプロがいる訳ではないので、元本割れリスクがある商品での運用は行わない。
- ・ そもそも、余資がない。あったとしても、リスクがある商品には投資できない。
- ・ 新たな運用先ニーズは特段ないが、選択肢が増えるのであれば検討する余地あり。

4. 組合を代表しての意見

・理事は、善良なる管理者の注意を持って職務を執行する義務を負っている（善管注意義務、中協法第35条の3において準用する民法第644条）。さらに、中協法第36条の3において「理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければいけない。」と忠実義務が求められている。前述「3.」の資産運用ニーズにあるように、リスクのある投資による運用はネガティブにとらえられている。

・中協法第5条（基準及び原則）直接奉仕の原則・公平奉仕の原則を遵守して組合運営を行っており、運用という自営事業的な考えを持ちづらいと思われる。